

～上殿定住促進団地分譲のご案内～

広島市中心部から1時間弱の距離にありながら、町全体が森林セラピー基地になるほど自然が豊かな町「安芸太田町」。

上殿定住促進団地は、町の玄関口「戸河内IC」のすぐそばに位置し、利便性が高いうえに、広く開放的で、子育てに適した環境です。

子育て世帯には、分譲価格の割引制度や、住宅取得応援制度をご用意して、安芸太田暮らしを応援します。

1 分譲地の概要

- 事業主体／安芸太田町
- 名称／安芸太田町上殿定住促進団地
- 位置／ 広島県山県郡安芸太田町大字上殿
- 区画数／5区画（残り1区画）
- 分譲単価／㎡あたり7,425円（新規定住子育て世帯を対象とした割引制度適用後の単価です。）
- 区画面積

区画No.	面積	価格	備考
1	352.8㎡	2,619,540円	分譲済
2	352.8㎡	2,619,540円	分譲済
3	332.85㎡	2,471,411円	分譲済
4	330.59㎡	2,454,630円	
5	331.61㎡	2,462,204円	分譲済

- 都市計画区域／計画区域外
- 用途地域／指定なし
- 防災地域／土砂災害警戒区域
- 上水道／町上水道
- 下水道／町下水道
- ガス／プロパンガス（戸別）
- 電気／中国電力（株）
- テレビ受信／戸別受信
- インターネット環境／光回線

2 申込期間

平成31年3月31日（日）まで

3 申込み先

安芸太田町役場地域づくり課

住所：広島県山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1

電話：(0826) 28-2112

4 申込み者の資格

申込時において次の条件をすべて満たす方とします。

- ①いずれか一方の年齢が満40歳以下の夫婦の世帯。又は年齢が満12歳以下の子どもがいる世帯。
- ②申込時において、1年以上他の市区町村において住民基本台帳に記録されている方で、定住の意思を持って安芸太田町に転入しようとする方。又は、転入した日から起算して、6ヵ月以内の方。
- ③分譲宅地譲渡契約締結後、10年以上の定住を確約できる方
- ④譲渡代金を指定した期日までに納入できる方
- ⑤宅地分譲後2年以内に自己住宅の建築工事に着手し、3年以内に完成し、居住する方
- ⑥税等を滞納していない方
- ⑦暴力団員でない方

5 譲受者の決定

申込順で譲受人を決定します。

6 契約の締結及び代金の支払い

決定通知の日から1ヶ月以内に契約を締結します。

契約締結の日に譲渡代金の10パーセントを、残金を契約の日から3ヶ月以内にお支払いいただきます。

7 所有権移転登記

土地代金の残額をお支払いいただき、宅地の引渡しが無事完了した後、譲受人に対し土地の所有権移転登記及び買戻し特約登記を行います。

8 制限行為

譲受人は、次の掲げる行為をすることができません。

- (1) 分譲を受けた宅地を、第三者に転貸し、又は譲渡すること。
- (2) 分譲を受けた宅地に、居住に必要なもの以外の目的に使用する工作物を設置すること。
- (3) 分譲を受けた宅地の形状を変更すること。

9 買戻し権の行使

町長は、譲受人が条例又は契約に違反したときは、譲受人の支払った譲渡代金を返還して、その土地を買い戻すことができます。

10 違約金

町長は、契約者が契約を解除するか、町が買戻したときは、譲渡代金の10パーセントの違約金を請求します。違約金については、返還されるべき譲渡代金から充当することができます。

11 建築の要件等

別紙「建築の要件等」をご覧ください。

12 申込みから引渡しまでの流れ

別紙「申込みから引渡しでの流れ」をご覧ください。

13 お問い合わせ先

安芸太田町役場地域づくり課

電話：0826-28-2112

FAX：0826-28-1622

E-mail：chiki@akiota.jp

住所：広島県山県郡安芸太田町大字戸河内 784 番地 1